

1号認定のお子さんの保護者のみなさまへ

1. 給付額について

給付項目	給付上限額（月額）
保育料負担軽減額（※1）	25,700円
保護者補助金（※2）	1,800円～6,200円
給食費補足給付（※3）	5,890円
合計	27,500円～37,590円

（※1）児童一人あたりの軽減額

（※2）世帯の住民税やきょうだい数により給付上限額を決定

（※3）世帯住民税所得割額77,100円以下、及びきょうだいカウント第3子のお子さんに限り、給付上限額を決定

2. 給付のながれについて

（1）給付について

保護者補助金を町田市が幼稚園に給付するため、差額分が生じる場合のみ、保護者が幼稚園に差額分を納付することとなります。

（2）補助対象について

保護者補助金は、各幼稚園の特定負担額が補助対象です。実費徴収分（バス代等）として園が定める費用については補助対象外となります。

3. 保護者補助金の区分表について

保護者補助金とは、私立幼稚園・認定こども園で教育時間を利用する児童の保護者に対し、保護者が支払う保育料等の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興を図ることを目的としたものです。交付方法は代理受領により在園している園に交付します。

- ※ 保護者補助金は、各幼稚園の基本的な保育料が補助対象です。なお、表中の金額が1,800円ではない区分に該当する児童については、その他納付金として園が定める費用についても補助対象となります。
- ※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割・株式等譲渡所得割は、保護者補助金の算定上対象とはなりません。
- ※ 祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父または祖母等を主たる生計者として保護者補助金を決定する場合があります。
- ※ 結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保護者補助金を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。
- ※ 税申告がお済みでない、もしくは税書類を保育・幼稚園課に提出されていない方は、手続きをお願いします。

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用)			保護者補助金上限額 (月額/円)		
	定 義	きょうだい カウント	1人目	2人目	3人目 以降
生活保護世帯を除き、市町村民税(4月～8月：前年度分 9月～3月：当年度分)が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)並びに生活保護世帯	年齢制限なし	6,200	6,200	6,200
	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)並びに所得割 77,101 円未満(ひとり親世帯等に限る。)		3,200	6,200	6,200
	所得割 77,101 円未満(ひとり親世帯等を除く。)		1,800	1,800	6,200
	77,101 円以上 211,201 円未満		1,800	1,800	5,600
	211,201 円以上 256,301 円未満		1,800	1,800	5,000
	256,301 円以上		1,800	1,800	1,800

- ※ 保護者補助金は、各幼稚園の基本的な保育料が補助対象です。なお、表中の金額が1,800円ではない区分に該当する児童については、その他納付金として園が定める費用についても補助対象となります。
- ※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割・株式等譲渡所得割は、保護者補助金の算定上対象とはなりません。
- ※ 祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父または祖母等を主たる生計者として保護者補助金を決定する場合があります。
- ※ 結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保護者補助金を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。
- ※ 税申告がお済みでない、もしくは税書類を保育・幼稚園課に提出されていない方は、手続きをお願いします。